

# 神 教 組

## 事務職員部 ニュース

### 人事院 月例給・一時金引上げを勧告



人事院は8月8日、内閣と国会に対して、国家公務員の給与に関し、①民間給与との較差（0.15%）を埋めるため、俸給表の水準を引上げ、②一時金（ボーナス）を0.1月分引き上げ勤勉手当に配分するなどの勧告・報告を行いました。また、公務員人事管理に関する報告などを行いました。

神教組は、今後、人事委員会勧告、確定期闘争にむけ、賃金・労働条件の維持・改善をめざし、県労連に結集してとりくむことが重要です。人事院の報告・勧告の概要は次のとおりです。

#### ==== 給与勧告の骨子 (人事院公表のものを一部抜粋・編集しています) =====

##### ○ 本年の給与勧告のポイント

###### 月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差（0.15%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的な見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ（0.1月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

###### 給与制度の改正

- ① 給与制度の総合的な見直しについて、本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復

#### I 給与勧告制度の基本的考え方（略）

#### II 民間給与との較差に基づく給与改定

##### 1. 民間給与との比較

約12,400民間事業所の約53万人の個人別給与を实地調査（完了率87.8%）

###### <月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

- 民間給与との較差 631円 0.15%

〔行政職(一)…現行給与 410,719円 平均年齢43.6歳〕

〔俸給 456円 本府省業務調整手当 119円 はね返し分(注) 56円〕

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

###### <ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.42月（公務の支給月数4.30月）



## 2. 給与改定の内容と考え方

### <月例給>

#### (1) 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）採用職員の初任給を1,000円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

##### ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

#### (2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、係長級の手当額を900円、係員級の手当額を600円引上げ

#### (3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

### <ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
2017年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.85月（支給済み）	0.95月（現行0.85月）
2018年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.90月	0.90月

#### [実施時期等]

・月例給：2017年4月1日      ・ボーナス：法律の公布日



## III 給与制度の改正等

### 1. 給与制度の総合的見直しの概要

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、2014年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、2015年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
- ・ 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資の残余分を用いて、若年層を中心に、2015年1月1日に抑制された昇給を回復することとし、2018年4月1日において37歳に満たない職員の号俸を同日に1号俸上位に調整

### 2. その他

#### (1) 住居手当

受給者の増加の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、必要な検討

#### (2) 再任用職員の給与

再任用職員の給与の在り方について、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討

#### (3) 非常勤職員の給与

本年7月、勤勉手当に相当する給与の支給に努めることなど、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導